

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 7 日

市内有料老人ホーム 施設長 様

神戸市福祉局監査指導部長
神戸市福祉局高齢福祉課長

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施の徹底について（再周知）

標記のことについて、令和元年5月に、明石市の有料老人ホームにおいて、入居者の安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生したことを受けて、同年6月4日付事務連絡において入居者の安否確認等の徹底についてお願いしたところではありますが、令和2年6月にその後の状況に関する報道がされたことなどを受け、再度周知します。

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施し、今後このような事案が発生することを防止するため万全を期すようお願いします。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が具体的な安否確認方法や注意点などをまとめた資料を、神戸市のホームページからダウンロードしていただけます。今後の運営にあたり、ご参考にさせていただきますようお願いします。

【神戸市ホームページ】

ホーム > ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 介護サービス事業 > 神戸市の規定・様式類 > 有料老人ホームについて

<http://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/yuryo.html>

担当：監査指導部 施設担当
電話 322-6242
高齢福祉課 施設整備係
電話 322-5226

【FAX送付枚数 3枚（本紙含む）】 このFAXは、一斉送信機能を利用しております。